

平成22年度第1回近畿農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年8月6日)

開催日及び場所		平成22年6月4日(金曜日)		近畿農政局 別館3階 第6会議室	
委員		田中恭介(弁護士) 松尾徳彦(ジャーナリスト) 稲垣誠二(公認会計士)			
審議対象期間		平成22年1月1日～平成22年3月31日			
審議対象案件		116件 うち、1者応札案件 9件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件			
抽出案件		6件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 5%) (抽出率 22%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			工事希望型競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	業務	一般競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型競争		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		随意契約	公募型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			簡易公募型プロポーザル		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			その他の随意契約		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
	物品・役務等	一般競争		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(企画競争・公募)		0件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		随意契約(その他)		1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	(特記事項)				

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>(1)平成21年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 呑吐ダム堤体観測設備更新工事</p> <p>1. 入札手続き期間が平成21年12月7日から平成21年12月21日までとなっていますが、これは非常に短いのですが、どういう訳でこの期間が設定されたのか。 もう少し長く期間を設定されたならば、競争率を上げることが出来たのではないか。</p> <p>2. 調査基準価格と予定価格はどのようにして決められているのか。これ自体が高ければこの価格は適切とはいえない訳ですよね。 調査基準価格について説明頂ければ解りやすいのですが。</p> <p>過去の工事实績とかが解れば、より客観的に見られるのかと思います。同種工事が過去5年間に何件あって価格が幾らくらいで平均値はどれくらいなのかが見ればより解りやすいと思います。</p> <p>3. 改修しなければならないというような必然性というものがあったのですか。 装置としての耐用年数とか。</p>	<p>1. 標準的に入札公告の期間は休日を除き10日間ということで行っています。公告の手段は掲示とホームページ実際には入札情報サービス（PPI）全公共機関の発注情報をインターネットで公表するという手段を執っています。それは農林水産省だけではなく、国土交通省や防衛省などの役所を選んでどこの場所かというのを選んで行きますと一覧表で出てくるという形で公表はしているところです。 入札の公告期間ですが予算決算及び会計令第74条で10日前に行うこととしていますが、公告の期間が短かったという可能性もありますので、後でなぜ1者になったかということをおある程度検討しまして、次回は15日に伸ばすとか改善措置を講ずるということにしています。</p> <p>2. 発注者の方でこの工事についてはこれくらいかかるということで、積算を行いまして予定価格を作成しています。 また、直接工事費、共通仮設費、現場管理費の各項目ごとに基準に基づいた一定の割合を掛けて出したものが調査基準価格です。入札価格がその価格よりも低いと低入札価格調査をしなければなりません。 調査基準価格を下回ってもその時点ですぐに契約は行いませんとはならないのです。低入札の調査を行いまして、なぜその価格で出来るのかということをチェックする訳なのですが、契約上は予定価格より下回っていれば契約できるということです。</p> <p>それぞれ価格については現場、たとえば呑吐ダムは70mとかダムの水路など現場要件がそれぞれ違いますので、一様に同じ業種でも規模によって違ってくるということです。</p> <p>3. 今回、たわみ計の機械を開けてみますと、オイルなどが堅くなりかけて放っておくと正しく計測できない状況になる恐れもかなりありました。また通常の年数ですと18年くらいで更新するのですが、耐久性と機器の精度の確保ということを検証し、更新を行ったということです。</p>

	<p>4. たわみ計の機械は、今回受注した業者が複数あるメーカーから機械を選ぶのか、それとも受注業者は機械そのもののメーカー兼施工業者なのですか。</p> <p>設置時（当初）の工事の施工業者は、今回の施工業者と同じなのですか。</p> <p>1者入札なので当時その業者が施工して他の業者が引くのか、今回検索を行ったら186者も該当する業者がいるのに、どこも名乗りを上げないのはこの辺りではないかと思ひまして。</p>	<p>4. この受注業者は機械そのものを作っているとして、そこが責任を持って施工するという事です。精密な機械ですので正しく計測できないといけませんし、正しく設置して初めて計れる類のものです。</p> <p>ダムの堤体工事があつて、その工事と一体で行っていますので、元請けがあつてその中で業者が工事を行っています。</p>
<p>委員からの質 問、それに対 する回答等</p>	<p>(2)平成20年度大和紀伊平野農業水利事業（二期） 大和平野県営水路等その1（団体営初瀬川1工区都支線その3）改修工事</p> <p>1. 今回の工事と「大和平野県営水路等その1（初瀬川工区第1号幹線三河支線その2）改修工事」は一連の工事なのですか。</p> <p>その関係で工事単位は、どのように考えているのですか。</p> <p>どこの部分を補修するという基準とかはあるのですか。</p> <p>2. 1,550万円の入札について、低入札価格ということで調査審議を行っているのは解るのですが、契約は次順位に変更しているのですが調査基準価格と比べて50万円しか変わらないのにどうしてなのですか。</p>	<p>1. それぞれ別の場所ですので、別工事です。</p> <p>たとえば、工事区間が1kmの水路の補修をしなければならない場合、期間が2ヶ月と限られると、1者で行うと工事規模等を考えると、その2ヶ月間で終わらない可能性がありますので、たとえば2者で発注するとか期間と規模によって発注を考えていくというのは一つの手段としてあります。</p> <p>事前に機能診断を行いましてコンクリートの強度とか劣化度、パイプラインに使用している管が石綿管ですとアスベストですので取り替える、それから鋼管ですと錆とかそういったものを事前に調べまして、早期に改修するもの、ある程度時間が経ってから改修するもの、そういう仕分けをして緊急に行うものから行っていくということです。</p> <p>2. 全ての工事について本来そういうことで調査をするのであれば行うのですが、深掘りした調査というのは大変手間もかかりますので、予算決算及び会計令でも基準を作つてその基準に該当したものは調べなさいとなっています。どこかで線を引かないといけない、その線が調査基準価格ですので、それを上回ったか下回ったかで分けて運用せざるを得ない、「多少ならいいんじゃないか。」といったことは裁量的な運用になってしまいますので</p>

委員からの
意見・質
問、それ
に対する
回答等

調査基準価格を下回って調査して順位が変わるというのは、どれくらいの割合であるのですか。

半分ぐらいは順位が変わっているのか、ほとんどが調査基準価格を下回った業者からの事情説明で納得して順位が変わらずに落札者決定となるのか、その反対でほとんどがダメとなるのか。

3. 今回の工事は一般競争入札で行うところを指名競争入札にした理由の関係ですが、これは元々参加資格がD等級の工事ですが、一般競争入札にした場合、C等級ですよという条件付きで出来るのですか。

その主な理由として緊急性ということで指名競争入札にされているのですが、実際のところは技術力が気になるということではないのですか。

しかし、一般競争入札の場合はC又はD等級にしないさいということで、今回の場合は指名競争入札でC等級しか入っていないですね。少なくとも一般競争入札であればD等級も入ってくるのですよね。

4. 農業用水を0.5トン上水の方に転用する形になっているのですが、上水道が不足している地域なのですか。上水道は所管ではないですね、奈良県から要請があったのか、農林水産省の予算で行うのですか。

危惧したのは本来の目的に上乗せして高くつくようなことを行っていたら無駄かと思ったものですから。

その共同事業者の相手方（上水道）の費用は幾らぐらいですか。

、設けた基準に応じて行っているということです。

大方は順位が変わらずに落札者決定となると思っておりますが、今回のようなケースは少ないです。

低入札価格調査で提出された書類では、見積の内容が本当に現場条件、見積条件を踏まえて行われているか疑わしいことと、下請業者等への不当な値引き要求が行われることが想定されるところが、問題があるということで次順位者に落札決定となったということです。

3. 出来ます。

そういった場合、大体はC等級又はD等級となります。一般的にはD等級を排除するようなことは行いません。今回は緊急性ということで指名競争入札で行い、更に技術的な要因からC等級から選んだということです。

技術力も関係あります。指名競争入札にしたのは緊急性で、工事等級をC等級まで拡大したのが技術力ということです。

C等級で指名できるのです。近畿農政局建設工事等契約事務取扱要領というものがありまして、基本的には「予定金額に応じて定める。」となっているのですが「特別な技術を要することを理由として予定金額にかかわらず指名ができる。」という規定があります。

今回の場合はアスベストを含む石綿管の撤去があり、ため池の堤体は慎重に工事を行わないと崩壊する恐れがありますので、直近上位のC等級に拡大して指名を行ったということです。

4. 事業サイドとしては農業用水の合理化を行い、余剰水を上水道へ転用しています。上水道事業者は共同事業者であり、必要相当分の費用は頂いています。工事は当方で行っています。

事業費全体で770億円位で、その内約30億円弱が上水道の共同事業費です。

<p>委員からの 意見・質 問、それ に対する回 答等</p>	<p>(3)平成21年度大和紀伊平野農業水利事業 計画変更基礎資料作成業務</p> <p>1. 本当は大和紀伊平野農業水利事務所で全て行っているのですね。この委員会のために調査して説明をして頂いているのですね。全体の工事など全て目を通されているのですか。それとも委員会で説明する分のみについて目を通されているのですか。</p> <p>2. 入札執行調書の中で1者が無効となっていますが、なぜ無効なのですか。</p> <p>3. 当初の計画を見直した方がいいのではないかということなのですが、当初計画は具体的に見られるのですか。</p> <p>4. 先の見通しとして事業は増加するのか、減少するのか。</p>	<p>1. 委員会の抽出工事は、詳しく調査しています。発注状況については恒に把握しまして額が範囲内であるかなどを恒にチェックしています。</p> <p>2. これは電子入札で行ってまして、入札締め切り時間までに入札を行わなかったということです。</p> <p>3. 当初の計画というのは事業全体の計画として、土地改良法に基づいて農林水産大臣が決定した事業計画に基づいて事業をしています。それが基本的には全ての根拠になる計画になるのですけれども、一定の基準をオーバーする場合には計画自体を見直して再決定するという手続きが必要です。一定以上面積が増減したり、事業費が増高したりという基準に該当した場合には計画変更を行います。</p> <p>4. 受益面積は転用等の関係で若干減ったということです。事業費は現在、精査中です。</p>
	<p>(4)平成21年度南近畿土地改良調査管理 樹園地緊急生産基盤整備推進調査「紀の川地区」検討業務</p> <p>1. ため池の氾濫ですとか機能を調査したり、診断したり、解析したりして、改修とか畑地かんがいの設計をするに当たっての基本的な方針を出すということなのですね。</p> <p>2. 業務説明書の中で「600万円程度を想定している。」というのは、今回のプロポーザルの入札に600万円を予定しているということですか、それともその後に行われる畑地かんがいなどの工事に予定している金額なのですか。</p> <p>つまり、一般には出さない準価格みたいなものが、570万円で落札されているけれども、その570万円が600万</p>	<p>1. 施設を有効に利用していくにあたってため池を使っていくのですが、危険な状況にあるということで一つは氾濫解析を行います。一方で利用の面から畑地かんがいの施設の設計も行っていきます。その二つの業務内容になります。</p> <p>2. この業務の内容が600万円ぐらいの予定で考えていますということです。</p> <p>プロポーザルですのでいろいろな計算がありまして、たとえば5億円程度のものを考えているのか、1千万円程度のものを考えてい</p>

委員からの
意見・質
問、それ
に対する
回答等

円程度のものを考えてますよということ
だったのですか。

そうすると600万円程度の業務であ
れば、たとえば「うちはこういう考えの
基に570万円でやらしてもらいますよ
」という意見が応募業者から出てきたと
いうことなのですね。

この570万円で落札された業者が行
うべき今後の仕事というのは畑地かんが
いの工法を設計をすとか、改修の概略
設計をすとかということが任務になっ
てくるのですね。

3. そもそもきっかけとなったのが残土
埋め立てであると、国営土地改良事業の
土地利用計画に基づくものであると、残
土埋め立ての影響が出るのが下流の方が
むしろ危ないのであって、残土埋め立て
の影響は上流には出ませんよね。

4. 高速道路等の土で畑地を作るとい
うことなんですけれども、この構想はまた
別個にされるのですか。

このような構想があるという前提でこ
の業務があるのでしょうかけれども、前提
となる高速道路等の土で畑地を作るとい
うのは農林水産省の構想ですか。

畑を作るのは市の方が行う。それに併
せてここをどうしたらいいんだというこ
とを検討するということなのですね。

そういう構想があって手始めにここを
してみようかということですか。

るのか、一定の目安がないとプロポーザルが
出せませんので、「600万円程度の業務を
考えてます。」ということをごちから伝え
るのです。

最後、特定した後に業者の方から見積を頂
くのですけれども、プロポーザルで出てきた
内容等にもよりますので、その見積がこの価
格(600万円程度)を超えていけばアウト
ということではなくて、実際出てきた業務が
そういう内容で値するものであれば調整の余
地はあります。

そうです。

3. 残土埋め立ての影響による洪水被害を想定
しているのではなくて、上流側に小池、大池
とため池がありますが、それが老朽化してい
るものですから、今後この埋め立てた樹園地
に水を掛けるために有効に活用するために、
老朽ため池の洪水被害などが予想されるた
めにどういふ風に改修を行っていけばよいか
などの計画を作っていく、老朽ため池の改修
も含めた検討を行うということで、一番上流
にありますため池の状況、検討を行うという
のがこの目的です。

4. そのような調整があるということなの
です。

地元の市の方でそういった構想があるとい
うことです。

この計画自体はこの個別の市の発注する業
務のための設計ではありません。この紀ノ川
流域全体のため池を含んだ将来的構想とい
うものを、今、農林水産省で考えていまし
て、そのための一つの一環としてここを選
んでそういった構想を検証するということ
です。

紀ノ川筋の山間にいろいろなため池が点在
して並んでいますので、そのうちの一つの
ケースとしてモデル的に流域全体に適用して合

<p>委員からの質問、それに対する回答等</p>	<p>5. 見積金額が予定価格に非常に近いのですけれどもどうしてですか。</p> <p>6. プロポーザルの場合は調査基準価格を設定する必要はないのですか。</p> <p>7. ため池の調査というのは、年間沢山行っているのですか、それともこれから行っていこうということなのですか</p> <p>8. 応募業者7者くらいを想定していたのに、今回2者しかいないのはどういうことなのですか。</p> <p>今回、受注した業者は他の業務とかを取っていないのですか。</p>	<p>理的な検証をしますということです。</p> <p>5. 最初に600万円程度ということで示していますので、応募業者は600万円の範囲で出来る技術提案をしてきます。プロポーザルの場合はこのような形で先に提案がありますので、見積の際には100%に近い額になります。</p> <p>6. 相手方を決定して価格を見積もってという形ですので、契約の相手方として幾らかかりますかということで行っていますので、調査基準価格を下回ることが、まずないのです。予定価格があってそれに見合う入札なり見積をするのは会計法で決まっていますので、この手続きを取らないと契約決定はできません。</p> <p>7. この地域は順次行っているところです。</p> <p>8. どうして2者になったか解らないのですが、私どもが考えますのは、ため池の定流解析なども加わってまして技術的にハードルが高かったのかなと思われます。受注者側としては技術提案書を作るのに非常にコストがかかりますから、何でも入札に参加して札入れできるのかということを考えますので、どうしても抵抗があるものと思われます。後、今審議をして頂いているのは一番最後の四半期の契約ですので、ある程度業務を受けて技術者が足らなくなったといった面もあったのではないかと思われます。去年は災害などもあったものですから、業務としては一番忙しい時期ではなかったかと思ひます。</p> <p>ここは大手ですので技術者も多く、受注する余力があったと思われます。</p>
	<p>(5)平成21年度加古川水系広域農業水利施設総合管理事業 呑吐ダム他水質保全設備点検整備業務</p> <p>1. 交換はどれくらいの頻度で行うのですか。</p>	<p>1. 部品によってそれぞれ違ひまして、細かい話をしますと点検キットのようなものがありまして、毎年交換するものもあれば、3年ぐらいで標準的に交換するものがあります。た</p>

委員からの
意見・質
問、それ
に対する
回答等

2. これは入札だから業者もどの部品を交換すべきか解らないと出来ないと思えますし、それから一式となっておりますから痛んでいても痛んでいなくてもある程度のサイクルで交換すべきものは交換すべきと思うのですが、ですから定期的に行っていて定期的に同じ業者がずっと行っているのではないかと思うのですが。

元の工事又は、前回の業務はこの落札業者が一式請け負っていたのか。平成6年以降の業務実績の中に同じようなものが上がっていますね。

我々が見て気になるのは、一般競争入札をして応札者が1者しかいない、その理由に業者の独占ルールとかがあるとすると、なかなか正しい情報が入ってこないのではないですか。

だ、3年だからといって機械的に交換するのではなくて、たとえば、ゴムのパッキンすとか、オイルが漏れてないとか、フィルターの具合はどうかとかを調べるます。部品によって標準的に変えるタイミングに違いがあります。

2. 特別仕様書の中で点検整備カ所一覧表がありまして、この一覧表で細かく示しています。

同じ業者です。

大川瀬ダムは前回の業務には入っていません。今回の業務は大川瀬ダムと呑吐ダムの2カ所を併せて行っています。

特別仕様書の中でも特定メーカーの部品を特定されるようになっていないのです。

また、今回の業務は呑吐ダムと大川瀬ダムの2カ所行います。呑吐ダムについては前回と同じ機械ですが、大川瀬ダムについては呑吐ダムと違う機械ですが、こちらでも出来るという形です。

特別仕様書にそこの会社しか出来ないということを書かれていますと問題があるのですが、この仕様書に示していますように「一般的なものに変えられる」となっていますので、不正とかそういったものはないと思っています。

なぜ応札者が1者であったかということに関してですが、実際には公告しまして資料を取りに来たのが3者ありました。それで、応募しなかった2者に対して「なぜ、あなたは応募しなかったのですか。」ということでアンケートを行いまして、答えとしては「業務が確実に実施できるのか自信がなかった。」

「その頃沢山業務が出ていましたので、別の業務を取ったので手持ち人員が回せなかった。」という回答がありました。調査をして抑止力ではないのですが間違いなく見ていますよということを行っていますけれども、あくまでアンケートですのでそれ以上のものではないということです。参考までにお話ししました。

<p>委員からの質 問・それ に対する回 答等</p>	<p>(6)大和紀伊平野農業水利事業（二期） 大和平野県営佐保川工区第2号幹線その 1改修工事に伴う建物等修復費用補償契 約</p> <p>1. この塀は壊れていないのでは、どこが 壊れているのですか。 若干沈み込んでいるのですね。施工業 者の責任になるのではないのですか。</p> <p>2. 費用負担額を算定されたのは、また別 の業者ですか、それとも工事施工業者で すか。 植木はどうなったらいいのですか。 植木の関係は違うのでは、工事をする ために撤去したのではないのですか。 損害を出していなかったら重機を持ち 込んで植木を移すことはなかったと、損 害を出してしまったのでやむなく植木を 移したということですか。</p> <p>なぜ補修工事をしたのですか。</p> <p>水を扱う工事ですので、土砂崩れとか 起きやすいと思うのですが、工事施工業 者の責任ではないのかと思ってしまい ます。</p> <p>設計はまた、別の会社が行っているの ですか。</p> <p>補修工事の見積はどれですか。</p> <p>3. こういう場合事前に調査されるので すね。家屋調査があり、設計があり、施工 がありますが、こういう工事で問題はな いか、ここに影響が出ないのかというこ とを見るのですね。そこまで役所として は公費を使って行って、損害が出ま</p>	<p>1. 被害の報告を受けますと、工事業者は当然 、監督職員、用地担当と現地を確認してど ういう状態であったか、工事施工上の問題な のか、こちらの設計指示どおり施工したのかと いうところを確認します。それから、被害が 出たところについては応急措置を行いながら 、その因果関係を調査して、それがどうい うことであったかまた、どういう風な方法で というところを検討いたしまして、国の方で補 償するという結果になったということです。</p> <p>2. 別の業者で事後調査業務を行ったところが 算定しています。</p> <p>修復工事をするときに家の中に入って行か ないといけない、植木の施工はその工事の施 工上一部撤去しなければならない、それが移 す方がいいのか伐採する方が安いのかとい うことがありますので、その中で伐採と移植と いう形で整理させて頂きました。</p> <p>ブロック壁は基礎的に地盤の変動とかがあ りますと、撤去しないと戻らないということ ですので、基本的には撤去が基本になります。 近畿地区用地対策連絡協議会でこの運用につ いては統一的な取扱いで処理をしています。</p> <p>工事施工業者は監督職員、設計書の指示で 動いていて、その上で被害が出たというこ とです。</p> <p>工事の設計は別になっています。</p> <p>説明資料の費用負担額算定調書になります 。総額で600万円くらいになります。</p> <p>3. 設計施工の段階で被害を与えないのが原則 です。しかしながら、掘削の深さ、幅等でど ういう形の影響があるのか、その基準もあ ります。それで、掘削の深さによって斜め45 度辺りまでは被害が場合によっては出るの ではないか。現場の地形、水路の土質、地盤の</p>
---	---	--

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>したとなったときにその全部の費用を役所が負担するのですか、工事施工業者の負担はないのですか。</p> <p>被害が出ないようにするけれども、被害が出るかもしれないという認識の元でスタートしているということですか。</p> <p>工事施工業者に聞いてみても設計どおりに工事を行っている。やむを得ないので役所が負担しようとなった場合は大体現金を渡すのですか。</p> <p>4. かなりのクレーマーで、交渉がなかなか難しかったという経緯はないのですか。補償金額で折り合いがつかなくて、金銭の上積みをしたとか。</p>	<p>地質によって影響が出るのではないかと、工事担当と用地担当が事前に必要があるか打合せしますから。</p> <p>そうせざるを得ないということです。</p> <p>金銭渡しきり補償です。</p> <p>水路改修工事と補償工事を一体的に施工しなければならないときはこちらで施工しますが、後々のトラブルを防止するために相手側で施工して頂く、後で、瑕疵があるないといわれますと永遠と解決しないということになりますので。</p> <p>4. 大体その手の問題はかなりの時間と労力を要します。</p> <p>植木の値段といえ客観的に基準があると、植木の値段にしても基準はあるけれども、相手の心情とかいろいろダブってくるから大変だったと思います。</p> <p>一般的な施工方法というのを私どもは出さざるを得ないので、その説明をするのですが相手が素人なので非常に理解されない、たとえば、ブロック擁壁の工事をされるような施工業者であれば解るのでしょうけれども、果たしてその金額が安いのかどうかということになります。</p>
	<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>意見の具申、勧告 なし</p> <p>その他</p>